

役員行動規範

社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター(以下当センター)定款の定めに従い理事及び監事(以下「役員」)に就任したものは、当センターの公益法人としての公共的使命を自覚し、以下に掲げる行動規範を理解し、職務遂行の公正さを期し、誠実に業務を執行しなければならない。

1. 事業、業務の信用保持

役員は、自らの行動が当センター事業の信用に影響を与えることを認識するとともに、日常の行動について常に公私の別を明らかにし、職務やその地位を私的な利益のために用いてはならない。

2. 関係業者等との関係

役員は、関係業者等との間で、原則として次に掲げる行為を行ってはならない。

ここでいう関係業者等とは当該役員の当センターにおける職務に直接利害関係のある発注先、委託先(個人を含む。)をいう。

- (1) 社会通念上の限度を超える過剰な接待、饗応を受けること。
- (2) 関係業者等の費用負担により遊技(スポーツを含む。)旅行をすること。
- (3) 転任、海外出張等に伴う餞別を受けること。
- (4) 中元、歳暮等の贈答品(広く配布される宣伝広告用物品を除く。)を受領すること。
- (5) 講演、出版物への寄稿等に伴い社会通念上の限度を超える報酬を受けること。
- (6) 金銭(祝儀等を含む。)小切手、商品券等の贈与を受けること。
- (7) 本来自らが負担すべき債務を負担させること。
- (8) 対価を支払わずに役務の提供を受けること。
- (9) 対価を支払わずに不動産、物品等の貸与を受けること。
- (10) 未公開株式を譲り受けること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、社会通念上の限度を超える利益や便宣の供与を受けること。

3. 行政機関等との接触について

役員が国の行政機関、地方公共団体等の役職員と接触する場合については、社会の疑惑や不信を招くようなことの防止を基本として、職務上の必要性に留意しつつ、上記心得を準用する。

4. 組織における行動規範の的確な推進、啓発

役員は行動規範の率先垂範を通して、行動規範の当センター組織、職員への的確な推進、啓発を図らなければならない。

以 上